

みなし登録電気事業者の廃止届出手続きについて

将来再開の予定がなく、電気工事業の全部を廃止した場合は、電気工事業の廃止の届出を行う必要があります。

なお、登録電気事業者、通知電気事業者あるいはみなし通知電気事業者として、引き続き電気工事業を実施される場合は、それぞれの手続きを行ってください。

この場合においても、みなし登録電気工事業の廃止の手続きは必要となります。

届出にあたっては、次の書類が必要となります。

1 必要な届出書類（手数料は不要です。）

- (1) 様式第31号 電気工事業廃止届出書
- (2) 建設業者として行う電気工事業の届出受理書（原本）

2 受付期間

随時

3 提出先（書類は、持参または郵送により提出してください）

〒753-8501 山口市滝町1番1号 山口県 産業労働部 産業政策課 産業資源班 TEL：(083) 933-3155
